

はじめに

2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原発の事故によって、多くの被曝者が作られている。震災と原発事故によって多くの民衆の生存権、労働権、基本的人権が奪われているのに、日本政府はいまだ、米軍再編をおしすすめ、原子力発電に固執している。私たちは、「核と人類は共存できない」ということをもっと社会に発信し、原発も軍事基地も核兵器も無い世界の実現を目指す。昨年より8・6広島青空式典は韓国の平和団体との共同行動の取り組みとなる。

○戦争反対

立憲主義の否定

安倍政権の下で、「戦争体制構築の最終段階に入った」ともいえるような政策が矢継ぎ早に打ち出されています。

安倍政権は、7月1日、「日米同盟の抑止力向上」を掲げ、集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈変更の閣議決定をしました。「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」というこれまでの政府見解を投げ捨て、戦争ができる国へと日本を転換することが狙いです。

周辺事態法などの有事法制や日米軍事同盟によって、平和憲法の形骸化は進められてきました。その総仕上げとして「押しつけ憲法の改憲」を掲げ、安倍政権は登場しました。しかし安倍政権は、明文改憲が困難とみるや、「解釈改憲」によって戦争体制へと踏み込もうとしています。時の政権が恣意的に憲法の解釈を変えていく「解釈改憲」は、立憲主義の否定です。

2013年に閣議決定された新防衛大綱では、「島しょ防衛の強化」や「陸海空3自衛隊の統合運用による機動的な防衛力の展開」が打ち出され、周辺諸国と軍事力で対抗しようとする姿勢を示しました。具体的に、「尖閣列島（釣魚台）」や「竹島（独島）」の「領土防衛」を叫び、台湾の目と鼻の先にある与那国島に自衛隊配備するなど、東アジアの緊張を高めています。自衛隊は既に空母と同等の大型艦船も装備し、オスプレイ導入も計画され、外征型軍隊への転換が進んでいます。「専守防衛」の枠さえも大きく越えて、日本は世界有数の軍事力を持っています。

中国や朝鮮民主主義人民共和国を仮想敵国と想定した、「日米」あるいは「韓米」の、大規模な合同軍事演習も、緊張に拍車をかけています。日米間では、掃海作戦や指揮命令系統の統一化、武器の相互補完など、軍事一体化も進められています。これまでの「米軍が攻撃し、日本が後方で防御する体制」から、「自衛隊が最前線に投入され、米軍が後方につく体制」に転換しつつあるとの指摘もあります。

2013年12月、多くの人々の反対の声を無視して、十分な審議もないままに特定秘密保護法が成立しました。政府にとって不都合なことは一切秘密にして、国民の知る権利を奪い、言論を抑圧するのが狙いです。逮捕されても逮捕理由すら「秘密」として知ることができないのです。戦前の秘密保全法制は、いずれも戦争の直前に制定されています。特定秘密保護法も、戦争に備えるための法律だといえます。

戦前のようなモノが言えない監視社会は、既に出来上がっているといえます。今の日本は、国策に異を唱える人を排除する論理がまかり通っている社会だからです。特定秘密保護法反対を訴え国会を取り巻く人々を見て、石破茂自民党幹事長は「デモはテロ」と為政者の本音をあからさまにし、言論の自由を否定しました。

安倍政権の下で、かつての侵略の正当化＝歴史歪曲も進められています。「河野談話（1993年／日本軍「慰安婦」問題について軍の関与を認めた）」や「村山談話（1995年／「植民地支配」と「侵略」というふたつの過誤を認めた）」の検証＝否定。教科書の改ざん（日本の負の歴史に

は言及しない)。安倍首相の「侵略の定義は学界的にも国際的にも定まっていない。」との国会答弁、首相や閣僚の靖国神社の参拝など、アジアへの侵略・支配に対する反省のかけらもありません。

侵略の正当化は、戦前同様に、世界に散らばった日本の利権を軍隊の力で守りたいという意思表示でもあります。経済界からは、「国益の確保のために憲法改正、集団的自衛権の解禁を」と長らく主張されてきました。集団的自衛権への踏み込みは、軍需産業での国益確保も大きな狙いなのです。

粘り強く闘う住民達

戦争前夜ともいえる状況の中で、各地で反戦運動が高まると同時に、それに敵対する動きも激しくなっています。

5月以降、各地で米軍基地建設が強引に推し進められました。

中四国防衛局は5月15日早朝、市民の反対の声を無視して、山口県岩国市の愛宕山米軍住宅建設工事を強行しました。同時に、空母艦載機部隊の神奈川からの移駐や、KC130空中給油機の普天間からの移駐を強引に進めています。京都の関西初の米軍基地(Xバンドレーダー基地)は5月、沖縄の辺野古や高江でも7月、に工事が着工されました。集団的自衛権行使に向けて、米軍再編を進め、米軍と一体となって軍事展開していくことを最重要視しているからこそ、米軍基地建設という国策に異を唱える者を徹底的に叩き潰し、戦争体制を作っていくという意思を鮮明にしたのだと思います。

しかし地元では、米軍再編と真正面から対峙した闘いが継続しています。

岩国では、毎月3回1のつく日に「愛宕山開発跡地見守りの集い」が4年以上取り組まれ、艦載機部隊移駐を遅らせてきました。工事開始に際しても、住民説明会、公開質問状、2万枚のチラシの戸別配布、7月12日の大集会など、市民の世論を喚起しながら、縦横無尽に反対運動を作り出しています。沖縄・名護では、今年1月、国からの様々な圧力を跳ね除け、辺野古新基地建設反対派の稲嶺進さんを再び市長に選び、闘いを進めています。京都府京丹后市では地元住民の過半数が反対署名をし、全関西的な反対行動がくり返し取り組まれています。

全国の反戦・反基地運動は、戦争体制に風穴をあけています。各地の運動とつながりながら、憲法9条を守りましょう！ アジアの人々と手を取り平和を築いていきましょう！

○被爆者問題

在外被爆者へ被爆者援護法の完全適用を

在外被爆者は「どこに住んでも被爆者」と日本に住む被爆者と同じ援護を求め闘っている。

被爆者は放射線を浴びた影響で、(1)病気やけがにかかりやすいこと (2)病気やけがをしたとき、その病気やけがが治りにくいこと (3)病気やけがをしたことによって認定疾病を誘発するおそれがあること等から、被爆者援護法に基づき医療費が支給され、本人の窓口負担は原則生じない。しかし、日本政府は在外被爆者に対し、医療保険制度が国ごとに異なるなどを理由に医療費助成の上限を設けている。こうした差別的な対応はあってはならない。在外被爆者による医療費をめぐる訴訟を支持しよう。

原爆の人体への影響の過小評価を許さない

被爆者が「原爆症認定却下取消訴訟」に立ち上がった結果、国の却下処分を覆す判決が相次いだ。

日本政府は08年度と09年に基準を緩和したというが、その後も認定却下の件数が増えた。そのため新たな提訴も起きた。2013年12月、政府は認定基準を改めたというが、被爆者が願ったものとはかけ離れている。

長崎原爆に遭いながら制度上は被爆者と認められていない「被爆体験者」が、国や県、長崎市に被爆者健康手帳の交付などを求めている。91年に岡島俊三・長崎大名誉教授らが長崎市などの依頼で作成した「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査報告書」は、原告がいた地域の最大被ばく線量が25ミリシーベルト相当と推定している。昨年、長崎地裁は第一陣原告団に対し敗訴という不当判決を下した。原告団は控訴し、現在、福岡高裁にて闘われている。

広島原爆の投下後に降った「黒い雨」について、日本政府が指定している区域外でも多くの人が「雨が降り、健康被害を受けた」と訴えている。広島県、広島市も区域を約6倍に拡大するよう要望した。しかし、厚生労働省は2012年7月、拡大を見送り、支援事業で誤魔化そうとしている。

この3点に貫かれているのは被爆の過小評価である。これは福島第一原発事故被害者にも繋がる問題であり、見過ごすことはできない。

○被爆二世問題

被爆二世とは、両親又はどちらかが被爆者で1946年6月1日（広島被爆）か6月4日（長崎被爆）以降に生まれた人のことを言う。1994年に成立した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の附帯決議に「5 被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査・研究及びその対策について十分配慮し、二世の健康診断については、継続して行なうとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。」とあるが、被爆二世に対し国が行っているのは年一回の健康診断（単年度措置）のみ。しかも各自治体にまかせているため、自治体によっては二世が健診を希望しても「予算の都合」という理由で健診ができなくなる場合がある。しかも、この健康診断には被爆二世の最大の不安要素であるガン検診は含まれていない。ましてや被爆三世については健康診断すら行っていない。

現在、西日本を中心に各県に新たな被爆二世の会ができつつある。全国被爆二世団体連絡協議会や韓国被爆二世の会など様々な被爆二世の会と連携しながら被爆二世への被爆者援護法の適用を求めている。

○原発問題

私たちは核と人類は共存できないという立場から原子力発電に一貫して反対してきましたが、日本では原子力発電が国策として長い間進められてきました。しかし3年前の東京電力福島第一原発事故の後、日本の世論は劇的に転換しました。脱原発の声がはっきりと多数派になったのです。

今年5月21日に出された大飯原発訴訟での福井地裁の運転差し止め判決は、まさにそのことの反映です。判決では、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益総体を『人格権』と位置付け、「原発は電気の生産という社会の重要な機能を営むものだが、その稼働は憲法上の人格権の中核部分より劣位におかれるべきもの」とし「原子力発電技術の危険性の本質と、それがもたらす被害の大きさは福島原発事故で明らかになった」と指摘した。そのうえで「外部からの交流電流で水を循環させ原子炉を冷却するシステムは大飯原発の場合、1260ガル超の地震で崩壊しメルトダウンに結びつく」という現実を受け入れ「地震大国日本で1260ガル超の地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにすぎない」と述べた。一方で、核燃料が入っている原子炉格納容器は堅固な構造であることを認めつつ、「使用済み核燃料は核燃料プールと呼ばれる水槽内に置かれるが、プールから放射性物質が漏れたとき、発電所外部への放出

を防ぐ格納容器のような堅固な設備は存在しない」ことを重視し「本件プールでは、全交流電源喪失から3日を経ずに冠水状態が維持できなくなる。我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼすにも関わらず、3日を経ずして危機的状況に陥る。そのようなものが、いわばむき出しに近い状態になっているのである」と批判し、「本件原発の安全技術及び設備は、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ちうる脆弱なものと認めざるを得ない」

との論拠で差し止め請求を認めました。

また、電力会社のその他の主張に対しても「被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コスト低減につながると主張するが、当裁判所は、多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等を並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的に許されないと考える。このコスト問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止で多額の貿易赤字が出るとしても、国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻せなくなることが国富の喪失だと当裁判所は考える」と厳しく批判しました。

この判決の趣旨は1260ガルという数字を入れ替えるだけで、国内すべての原発に適応可能でしょう。判決の中でも「福島原発事故後、この判断を避けるのは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と述べられているように、今後の運転差し止め訴訟に対する各地裁の判決、控訴審での高裁の判決が注目されますが、みんなの力で裁判所を勇気づけ、人として当たり前の判決ができる環境を作っていきましょう。

一方で、安倍首相のお膝元である山口県では、上関原発を建設するための「公有水面埋立免許」の延長申請を出した中国電力に対し、本来なら期限切れで埋立免許を失効させるのが当然であるにもかかわらず、県知事が中国電力に6度目の質問書を送り、延長申請の判断を来年の5月に先送りして原発の新規立地の権利を残そうとしています。また、中国電力の大株主である山口県は、株主総会で白票を投じると規定で原発を建てようとしている現経営陣に賛成となることを知りながら、県民からの税金で買った中国電力株の議決権で白票を投じるといふ、ふざけた態度です。函館市のように隣県の原発建設に対し差し止め請求をする自治体もあるわけですから、みんなの力で自治体も国の姿勢も変えていきましょう。



○核兵器問題

世界の核保有国を核弾頭の数で見ると、8000基のロシアを筆頭に7315基のアメリカ、225基のイギリス、300基のフランス、250基の中国が公認核保有国として名を連ねる。NPT体制外の核保有国としてインド100基、パキスタン約100基、イスラエル80基、朝鮮民主主義人民共和国10基が存在する。その他イランが核開発を進めている。ウクライナ問題などで米・ロが対立するなかで核軍縮は一向に進んでいない。そのような中で2015年に核拡散防止条約再検討会議が開かれる。その準備委員会の中で大きな力を持ちつつある議論は核兵器の非人道性を訴えるものである。核兵器の「非人道的な結果」とは強力な熱線・爆風と放射線による無差別殺傷、残留放射能とインフラ破壊により人道的救助活動すら不可能になること、気候変動などで食糧危機を引き起こすことなどである。このような議論をベースに核兵器禁止条約につなげ、核兵器を法的に禁止すべきであるとの動きが注目される。アメリカの核の傘のもとにある日本は核兵器の不使用声明に2013年10月に参加した。しかしながら京丹後のXバンドレーダーの配備に見られるように日米共同でミサイル防衛網の構築を進めている。アメリカの核戦略の一翼を担うことは許してはならない。

我々は憲法9条の精神を活かし、核軍縮を進める世界の民衆と連帯して核兵器廃絶への動きを大きくしていこう。

まとめ

私達は被爆者・二世・三世とともに、侵略戦争も核兵器も原発もない世界を目指す。闘うアジアの民衆と連帯して、憲法九条を守り抜き、米軍再編を阻止して、アジアから全ての米軍基地を撤去しよう！同時に、上関原発建設計画を白紙撤回させ、全ての原発を廃炉にしよう。そして国境を越えた労働者民衆の団結と反戦・反核・反原発・被爆者解放の闘いを前進させ、人間らしく生きられる世界を作り出そう！

(2014年7月13日)



主催：8・6広島青空式典から9・6「山口のヒロシマ・デー」へ！連続行動実行委員会
呼びかけ団体：被爆二世の会

全国一般労働組合全国協議会 山口連帯労働組合（連帯労組・やまぐち）
戦争・差別・貧困とたたかう学生グループ あすじゃ山口
アジア共同行動（AWC）
やまぐち障害者解放センター
憲法を活かす市民の会・やまぐち
山口大学ユネスコクラブ

連絡先：被爆二世の会

〒753-0000 山口中央郵便局 私書箱79号
<http://www005.upp.so-net.ne.jp/hibaku2/>

